

～ 6月から定額減税が始まります～

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税の減税を実施するとされました。

2024年5月

 株式会社 東海道シグマ

1. 定額減税の概要

定額減税とは、

- 1 社員の給与の源泉徴収税額（納税額）から一律に一定額を控除する制度です。

定額減税額は、社員と同一生計配偶者・扶養親族を対象に一人につき4万円（所得税3万円、住民税1万円）です。

■参考事例■

妻と子供2人を扶養している場合

⇒「同一生計配偶者」と「扶養親族」の数は3名

所得税 **3万円**（社員） + **3万円** × 3名（家族） = **12万円**

住民税 **1万円**（社員） + **1万円** × 3名（家族） = **4万円**

合計 **16万円** . . . **定額減税額**

2. 定額減税の注意点

定額減税は、原則として

2024年1年限りの措置です。

- 1 減税される金額は各社員の所得税額が限度となります。そのため、扶養親族の人数によっては所得税の減税額が満額に届かないケースも生じます。

満額が減税されなかった場合は、

- 2 定額減税しきれないと見込まれる方への給付を含め、市区町村から各種の給付措置が行われる予定です。

3. 定額減税の方法

【所得税】

・ 給与の所得税額から定額減税額を控除することで減税されます。

- ① 令和6年6月1日以降に支払う給与から定額減税が開始されます。
- ② ①に該当しなかった社員については年末調整の際に、減税と精算を行います。

【住民税】

- ・ 令和6年6月の住民税は給与から控除されません。
- ・ 令和6年7月～令和7年5月まで、減税額を差し引いた額で11回に分けて控除されます。
- ・ 但し一部の市区町村については、年1回のみ徴収の方の住民税を6月支給分で控除します。

対象となる社員：

会社に市区町村から「市民税 特別徴収通知書」が届いた方

4. 所得税：定額減税の対象者

2024年6月1日（土曜日）の在職社員（居住者）

1

- 5月31日以前に退職した社員は対象外
- 6月 2日以降に入社した社員は対象外
- 扶養控除申告書を出している社員
- 合計所得金額が1,805万円以下の社員
(給与収入では2,000万円以下)

2 同一生計配偶者（居住者） ※

3 扶養親族（居住者） ※

※ 居住者とは日本に住所を有する個人か、1年以上日本に居所を有する個人のこと

同一生計配偶者と扶養親族は扶養控除申告書に記載されている人のみ対象となります

5. 所得税：定額減税対象の同一生計配偶者・扶養親族の確認・年収

扶養控除申告書に記載がある方のみ対象

同一生計配偶者とは

社員と生計を一にする配偶者で2024年の合計所得金額が48万円以下（給与収入だけなら給与が103万円以下）の方です。

・同一生計配偶者には、給与年収103万円超～150万円の方は含まれません。

扶養親族とは

- ・2024年の合計所得金額が48万円以下（給与収入だけなら給与が103万円以下）の方です。
- ・16歳未満の扶養親族も含まれます。

扶養控除申告書に記載のない16歳未満の扶養親族がいる場合

6月1日までに「源泉徴収に係る定額減税のための申告者」が提出されれば追加できます。

参考【国税局】：[令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書](#)

・扶養控除申告書に記載し忘れた16歳未満の扶養親族がいる方は担当のコーディネーター又は営業にご連絡ください。

6. 所得税：収入と所得

収入と所得について

収入とは、給料など自分が稼いだお金のことを指すのに対し、所得とは収入から必要経費（パートなどの給与収入なら「給与所得控除額」）を差し引いた金額を指します。

例えば

本年 103万円の給与収入 - 必要経費（「給与所得控除額」） 55万円 = 48万円

⇒ 48万円が所得となります。

合計所得金額 48万円以下は扶養親族になれます。

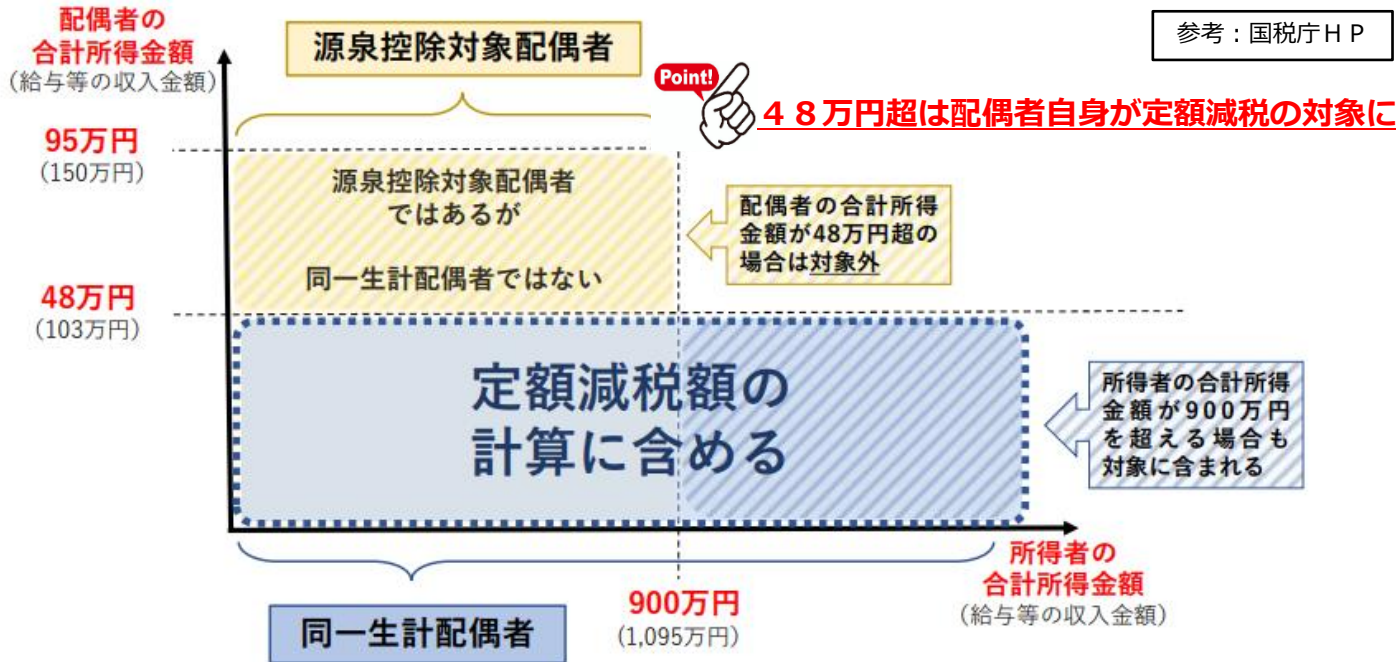
公的年金の場合

老齢年金の収入が 158万円以下 - 公的年金等控除額 110万円
= 所得 48万円以下（65歳以上）

老齢年金の収入が 108万円以下 - 公的年金等控除額 60万円
= 所得 48万円以下（65歳未満）

7. 所得税：同一生計配偶者は年収で確認

同一生計配偶者の年収は給与収入で103万円以下
(合計所得では48万円以下)



8. 所得税：定額減税の方法と時期

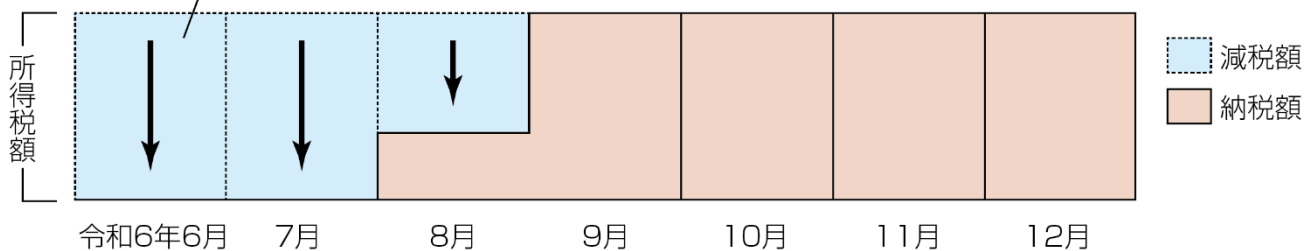
2024年6月～ (6月に支給される給与から減税開始)

参考：国税庁HP「給与等の源泉徴収事務に係る 令和6年分所得税の定額減税のしかた」を基として作成

源泉徴収税額から次の金額の合計額を控除

- ①本人 3万円(居住者)
- ②同一生計配偶者または扶養親族(いずれも居住者) 1人につき3万円

- 令和6年6月1日以後最初の給与等の源泉徴収される所得税から減税額を控除。
- 控除しきれないときは、減税額に到達するまでそれ以後の給与等の支給時に順次控除。



※2024年11月までに控除しきれない場合は年末調整で控除

8. よくある質問

	質問	回答
1	6月2日以降に入社したら、定額減税の扱いはどうなりますか？	月次の減税は受けられません。 扶養控除等申告書が提出されていれば 年末調整で減税が受けられます。
2	定額減税の控除を辞退したいが申し出はできますか？	定額減税対象者が 選択することは出来ません 。 定額減税対象者には定額減税が一率適用されます。
3	6月1日に他の会社で定額減税を受けていたが、当社に入社したので引き続き定額減税の残額を控除してくれますか？	当社に6月1日の基準日に在職していませんから、定額減税は受けられません。 扶養控除等申告書が提出されていれば 年末調整で減税が受けられます。
4	7月以降に扶養親族の数が変わる場合は、定額減税額も変わりますか？	6月1日に提出されている扶養控除申告書の記載内容に基づいて判定し、算出した定額減税額をもって控除することになっているため変更は行いません。 人数異動による差額は 年末調整か確定申告で精算されます。